

甲府市農業委員会 6 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 6 月 27 日 (木) 午後 2 時 00 分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員 (18 名)

会長職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直	2 番 落合 洋子	3 番 土屋 三千雄	4 番 宮川 俊一
5 番 興水 辰次	6 番 芦沢 喜嗣	7 番 小松 芳彦	8 番 越石 和昭
9 番 亀井 智	10 番 關野 登	11 番 佐々木 茂隆	12 番 西名 武洋
13 番 渡邊 元二	14 番 野澤 洋子	15 番 長田 正実	16 番 菊島 建

4. 欠席委員

柿嶋 敦 (会長)

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二
農地係 係 長 長澤 和利
係 長 中村 勝
主 任 内藤 ひとみ
振興係 係 長 窪田 光洋

6. 議 案

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	令和 6 年 7 月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第 5 号	令和 6 年 7 月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
議案第 6 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見について
議案第 7 号	令和 5 年度農業委員会の農地利用の推進の状況その他事務の実施の公表
議案第 8 号	令和 7 年度山梨県農業行政施策に関する意見書について

報告案件

報告第1号	山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号	農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号	農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号	競・公売適格証明願いについて（市街化区域届出）
報告第6号	農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（長澤係長）

はじめに、本日の6月定例総会ではありますが、柿嶋会長におかれましては、一身上の都合により、会議を欠席する旨の報告があったため、「農業委員会等に関する法律」第5条第5項並びに「甲府市農業委員会規程」第4条第1項の規定により、委員の互選によって選任された委員が、会長の職務を代理することとなっております。

したがいまして、本日の総会につきましては、山村職務代理が議長を務め、議事を整理して頂きます。

本日の総会は、委員定数19名中、18名のご出席を頂いておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、この会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第5条の2の規定により、会長が議長を務め、会議を整理することとなっております。山村議長よろしくお願ひいたします。

○（山村議長）

先ほど事務局より報告がありましたとおり、柿嶋会長が欠席でありますので「農業委員会等に関する法律第5条第5項」並びに「甲府市農業委員会規程第4条第1項」の規定により、会長の職務を代理いたします。

それでは、只今から、甲府市農業委員会6月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」により、会議を進めて参ります。

最初に、6月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により、今回は5番の興水辰次委員と6番の芦沢喜嗣委員のお2人にお願ひいたします。

それでは、まず、議案第1号農地法第3条による許可申請について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

農地係の中村でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第1号についてご説明いたします。

農地法第3条につきましては、農地を耕作する目的で農地のまま、売買や貸借により、権利を移転するものであります。

今月は、所有権移転が2件、使用貸借が1件の合計3件でございます。

議案書1ページの1番、地図は1ページの3条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面、○面、○面は○○、○面は○○となっております。

譲受け人は、現在、申請地の○側に隣接する○○など、近隣の○○で、○と○○とともに○○の栽培を行っておりますが、○○の○○を○○していたところ、申請地が○○されると知ったことから、申請地を取得したいとのことであります。

譲受け人の現在の経営面積は、○○㎡であります。取得後は○○㎡となり、申請地には○○を栽培する計画であります。

続きまして、議案書2番、地図は2ページの3条No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面は○○、○面は○○、○面は○○、○面は○○となっております。

譲受け人は、申請地の○側に○○しておりますが、○○を○○するため、申請地を取得したいとのことであります。

譲受け人の現在の経営面積は○○㎡であります。取得後は○○㎡となり、申請地には○○を栽培する計画であります。

続きまして、議案書3番、地図は3ページの3条No.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面は○○、○面、○面は○○、○面は○○及び○○となっております。

借り人は、申請地の○の○○に○○しており、○○の○○で耕作しておりますが、申請地の○○が、農地の○○に○○しているという相談を受けたことと併せて、○○の○○を考えていたことから、申請地を○○し、耕作したいとのことであります。

借り人の現在の経営面積は○○㎡であります。貸借後は○○㎡となり、申請地には○○をする計画であります。以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○（山村議長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第1号について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いします。

〈 意見無し 〉

○（山村議長）

それでは、ご意見等ないようですので、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の挙手をいただきましたので、議案第1号については決定し、許可書の交付をして参ります。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法4条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地を農地以外に転用するものがございます。今月は1件ございます。

議案書2ページの1番、地図は4ページの4条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

申請人は、申請地の〇〇に〇〇しておりますが、申請地に〇〇の〇〇が住む家を建築したいとのことであります。現在、〇〇は、〇〇いますが、〇〇の〇〇に伴い住宅が〇〇となったこと、また、〇〇ため、〇〇の〇〇に〇〇したいとのことであります。転用後は、〇〇を〇〇する予定であります。以上でございます。ご審査の程よろしく願いいたします。

○（山村議長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第2号について、こちらも事前にご意見等は、いただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

○（野澤委員）

今の説明を聞いたところ、〇〇が〇〇という事であれば、5条の申請になるのではないのでしょうか。

○事務局（中村係長）

〇〇である、〇〇、ということになりますので、4条の申請となります。

○（野澤委員）

そういうことですね。分かりました。

○事務局（中村係長）

分かりにくい説明で申し訳ありません。

○（山村議長）

他に何かございますでしょうか。

《 意見無し 》

それでは、他にご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の挙手をいただきましたので、議案第2号については決定し、許可書の交付をして参ります。

○（山村議長）

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

それでは、ご説明いたします。

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地を取得、または借りて、農地を農地以外に転用するものであります。

今月につきましては、賃貸借が4件、賃貸借の一時転用が1件の合計5件であります。

議案書3ページの1番、地図は5ページの5条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

賃借人は、申請地の〇側約〇〇mに位置する〇〇であります。最近、〇〇が増えており、〇〇が〇〇している状況であるため、申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのことあります。

転用後は、〇〇を設ける計画であります。なお、〇〇は砕石等で仕上げ、雨水は浸透させる計画となっております。

次の議案書2番、地図の6ページの5条No.2の、農地から〇〇に転用したという案件ですが、申請者から、〇〇を見直すので、今回の申請を取下げたいとの報告がありました。委員の皆様へ郵送する直前にそのような申し入れがありましたので、印刷したままとなってしまう、大変見づらくて申し訳ありませんが、今回は無しということで、来月にまた申請したいということになります。

それでは、ひとつ飛びまして、議案書3番、地図は7ページの5条No.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇、〇面、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

賃借人は、〇〇で〇〇を〇〇でいる〇〇であります。〇〇等の影響により、〇〇の〇〇が増加し、特に〇〇において〇〇ことから、利便性に適した申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのこととなります。転用後の〇〇には、〇〇に使う〇〇や、〇〇、その他〇〇を〇〇予定であります。なお、敷地は砕石等で仕上げ、雨水は浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書4ページの4番、地図は8ページの5条No.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

賃借人は、申請地の近くで、〇〇や、〇〇を〇〇しておりますが、近年、〇〇が増加しており、その〇〇する〇〇や〇〇も〇〇したため、現在の〇〇だけでは〇〇いることから、〇〇に近い申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのこととなります。

〇〇には、〇〇に使う〇〇や、〇〇などを〇〇予定であります。なお、敷地は砕石で仕上げ、雨水は地下浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書5番、地図は9ページの5条No.5（一時転用）をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は一時転用の〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

賃借人は、〇〇で〇〇や、〇〇でおりますが、現在の〇〇こと、また、〇〇していることから、申請地を一時賃借し、〇〇に転用したいとのこととなります。

〇〇には、〇〇や〇〇、〇〇予定であります。なお、一時転用期間は、〇年間で、期間終了後は、農地に復元して返すこととなっております。

続きまして、議案書6番、地図は10ページの5条No.6をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

賃借人は、申請地〇側の〇〇で〇〇しておりますが、〇〇に伴い、〇〇ことから、申請地を賃借して、〇〇したいということではありますが、〇〇年ごろから、農地転用の許可の手続きを怠り、〇〇してきたことから、これを是正する必要があるため、今回、始末書添付による申請となります。

以上でございます。ご審査の程よろしくお願いいたします。

○（山村議長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第3号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

ご意見もないようですので、採決をいたします。

議案第3号 農地法第5条による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第3号については、決定いたします。

なお、議案第3号のうち、1,000㎡以上の案件については、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、1,000㎡未満ですので許可書の交付をして参ります。

○（山村議長）

続きまして、報告事項のうち、「報告第1号」から「報告第5号」について、一括して事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書5ページは、先月の総会案件のうち、農地法第5条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

議案書 6 ページから 12 ページまでは、5 月 16 日から 6 月 7 日までに受理しました、相続等の 3 条の届出や、市街化区域における農地法 4 条及び 5 条の届出や、5 条の競売適格証明願を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（山村議長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から報告第 5 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願います。

次に、議案第 4 号「令和 6 年 7 月告示分 農用地利用集積計画について」、議案第 5 号「令和 6 年 7 月告示分 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画」、議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）」及び報告第 6 号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

議案第 4 号は、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の所有権移転や利用権設定を行うための農用地利用集積計画について、議案第 5 号は、貸し手から農地中間管理機構へ農地中間管理権を設定するための農用地利用集積計画について、議案第 6 号は、農地中間管理機構に集積された農用地を耕作者に転貸するための農用地利用集積等促進計画について、となっております。

旧農業経営基盤強化促進法を利用する案件は、所有権移転 1 件、新規設定 7 件、再設定 4 件、計 12 件の申し出がありました。

農地中間管理事業を利用する案件は、新規設定 1 件の申し出がありました。

議案書 13 ページの表は、所有権移転です。〇〇地区からの申し出がありまして、面積は〇〇㎡です。

議案書 15 ページの表は、新規設定です。〇〇・〇〇地区からの申し出があり、合計面積は〇〇㎡です。

中段の表、令和 6 年度の目標面積 118,600 ㎡に対し、設定面積は 68,203 ㎡、達成率は 58% です。このうち農地中間管理事業による設定面積は〇〇㎡です。

続いて 16 ページの表は、再設定です。〇〇・〇〇・〇〇・〇〇地区からの申し出があり、合計面積は〇〇㎡です。

中段の表、令和 6 年度の目標面積 389,400 ㎡に対し、設定面積は 49,969 ㎡、達成率は 13% です。

17 ページ 1 番から 21 ページ 7 番は新規設定です。21 ページ 8 番から 23

ページ11番は再設定の更新です。

24ページ1番は農地中間管理事業による貸し手から農地中間管理機構への新規設定です。25ページ1番は、農地中間管理機構から耕作者への農用地の転貸です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の新規参入の案件を読み上げさせていただきます。

まず所有権移転の案件を説明します。14ページ1番をご覧ください。

譲受け人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に〇〇日間、農業に従事しており、甲府市内で〇〇㎡を耕作しています。現在耕作している農地の〇〇であり、〇〇ため、当該農地の所有権移転をすることになりました。利用目的は、〇〇の栽培です。

譲受け人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

続いて、新規就農者の案件を説明します。18ページ4番と、19ページ5番をご覧ください。借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、新規就農者です。〇〇年から〇年間、〇の〇〇で〇〇を受け、〇〇の栽培技術を習得しました。〇〇月で研修修了し、〇月から独立就農します。就農後は新規就農者育成総合対策による補助事業を活用して、農機具の購入を予定しています。農機具の保管場所や作業場所については、〇〇を借りるとのことです。当該農地では〇〇を栽培する予定です。年間〇〇日農業に従事する予定であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

続いて新規参入法人の案件を説明します。

19ページ6番から21ページ7番をご覧ください。借り手は、〇年〇月に〇〇した〇〇です。これまでは〇〇を中心とした〇〇をしてきましたが、〇〇を〇〇し、〇〇をしました。今後は、〇〇の〇〇に加えて〇〇も行っていきたいとのことです。今回の申出は、〇〇の〇〇が〇〇している農地を〇〇に貸し付けるという内容であり、申出地では〇〇及び〇〇を栽培する予定です。〇〇の〇〇が〇〇収入であり、〇〇の〇〇が農業関係者であり、〇〇の〇〇が農業に常時従事していることから、〇〇となり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりであります。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書26ページから27ページをご覧ください。

今月は3件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。説明は以上となります。

○（山村議長）

事務局からの説明が終わりました。

それでは、ここで新規就農者の案件について、玉諸地区 落合委員から補足説明をお願いします。

○（落合委員）

落合です。よろしくお願いいいたします。この方は、〇〇ですが、〇〇で生活も安定しているようです。借りているところが、私の担当地区ということで、ご説明をさせていただきますが、日頃、〇〇委員に大変お世話になっており、〇〇にも借りている農地があるということで、広く農業を志している方であります。現在は〇〇の〇〇に〇〇ようですが、仕事（農業）の面に関しては、〇〇のお手伝いをいただけるということで、これからの成長が期待される方だと思っております。これからも同地区内ということで、引き続き注視していきたいと思っております。以上です。

○（山村議長）

ありがとうございました。

続きまして、新規参入法人の案件について、上曾根地区 芦沢委員より補足説明をお願いします。

○（芦沢委員）

ではご説明いたします。

法人を立ち上げ、〇〇と〇人、今は従業員が〇人いまして、〇人で経営されているようですが、〇〇でも〇〇されており、これまでと同様に農業を行っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○（山村議長）

ありがとうございました。

それでは、事務局及び地元委員からの説明が終わりました。こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第4号「令和6年7月告示分 農用地利用集積計画について」、議案第5号「令和6年7月告示分 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画」及び議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計

画（案）」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

賛成多数ですので、議案第4号から議案第6号につきましては、決定して参ります。
なお、「報告第6号」につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

○（山村議長）

引き続き、議案第7号「農業委員会による最適化活動の点検・評価結果について」、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

それではご説明申し上げます。

「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の表題となっている資料をご覧いただきながら「農業委員会による最適化活動の点検・評価結果について」説明させていただきます。

それでは、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、公表予定の令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況につきましてまとめましたので報告させていただきます。

28ページ目、ローマ数字1 農業委員会の状況、1 農業委員会の現在の体制については、令和5年4月1日現在の農業委員会の状況のため目標設定時と変更はありませんが、令和5年7月31日に農業委員、農地利用最適化推進委員の改選がありました。

2 農家、農地等の概要は、農林業センサスなどの統計調査の数字を用いている調査項目については変更ありません。

続きまして、29ページ目になります。ローマ数字2 最適化活動の目標をご覧ください。農業委員会等に関する法律第7条に基づき策定しました農地等の最適化に関する指針において、令和5年度までに46%の集積率を本市の目標としています。令和5年度末までの集積率36.4%、集積面積425.4haと目標を下回る結果となりました。(2)の遊休農地の発生防止解消については、30ページ目にわたり記載されております。

現状では黄区分の遊休農地が19.8haあります。

(3)新規参入の促進については、現状及び課題、目標については記載のとおりであります。31ページ、令和5年度は9の経営体が新規参入し、取得農地面積は0.78haとなりました。

次に2最適化活動の活動目標になります。次ページの一番下の②実績では、活動強化月間として、委員の皆さんの日々の農地見回りに加え11月～2月に農地パト

ロールを行い、遊休農地の発生防止に努めております。

(3) 新規参入相談会への参加については、令和5年度8月に農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名の計2名にご協力いただき、山梨県防災新館において「新規就農相談会」を実施し、そちらに参加しました。

最後のページになります。ローマ数字3事務の実施状況につきましては、1から4までは記載のとおりとなります。

以上になりますが、令和5年度の点検結果について審議いただき公表して参りたいと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○(山村議長)

事務局からの説明が終わりました。こちらでも事前にご意見等いただいておりますが、特別、何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等ないようですので、採決いたします。

議案第7号「農業委員会による最適化活動の点検・評価結果について」承認される方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

賛成多数でありますので、本結果については、山梨県農業会議に報告するとともに、公表してまいります。

○(山村議長)

次に、議案第8号 令和7年度 山梨県農業行政施策に関する意見書について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局(長澤係長)

それでは、ご説明いたします。お手元の「別冊」1ページをご覧ください。

去る、5月10日、13日及び16日に行われた、各ブロック会議において、農繁期の大変お忙しい中、農業委員の皆様、並びに最適化推進委員の皆様全員のご出席を頂く中、大変貴重なご意見が多数出され、そのご意見を事務局において集約し、執行部役員の方々に事前にご確認をいただいたものを、本日、「山梨県への意見書」として議案提出させていただいております。

山梨県の意見書につきましては、ご覧の通りの書式が定められておまして、枠の一番左にある6項目に関し、意見を提出することとなっております。

中央の枠につきましては、「農業委員会における課題」、一番右側の太字になっている所が提案意見となっております。

本日は、時間の都合もございますので、その太字になっている施策提案の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

なお、文中の文書の構成等につきましては、ご一任をお願いしたいと存じます。

改正農業経営基盤強化促進法等の施行に伴い、市町村が定める「利用権設定等促進事業」が廃止され、令和7年度4月以降は、農地中間管理事業へ完全移行することから、当該事業の利用者が増え、その業務量が増加することが予想されるため、各市町村の農業委員会との意見交換等を通じて、現場の意見を的確に反映し、業務の複雑化により住民サービスの低下にならないように、農業委員会事務局への臨時職員等の設置を支援する予算の確保をお願いします。

続きまして、農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、農地法第3条の許可要件である下限面積要件の廃止を受け、小面積の農地取得が増えることで、その後の転用や相続後の新たな遊休農地化等の不安要素が多くあるため、農業委員会が適切な判断が出来るよう、許可時での要件や判断基準が具体的に明記されるよう、早急に国に要望願いたい。

続きまして、各地域が策定した地域計画に掲げる目標地区の実現を推進する観点から、地域計画策定区域、目標地区に位置付けられた者を対象とした各種補助事業との関連付け、地域の状況に応じた各施策の構築及び予算付けを要望する。

続きまして、新規就農者に対する支援については、国の「新規就農者育成総合対策」や県独自の「親元就農者経営安定支援事業」があるが、両支援ともに年齢が50歳未満の方に対する支援となっている。就農相談をする者の中には50歳代の働き盛りも多くみられ、また、退職後農業を始めたい方に加え、半農半Xによる就農スタイルも増加傾向であるため、年齢を問わず新規就農者に対する支援の創設、拡充を要望する。

続きまして、有害鳥獣被害は、農業収入の減少とともに営農意欲が失われ、農地の遊休化につながることに懸念され、その影響は深刻化している。農業者個人が行う防鳥網、電気柵、金網柵などの方法や猟友会による管理捕獲等の対策を講じているものの、鳥獣の行動は広範囲となり、部分的な対策と併せて広域的な鳥獣害防止柵の設置を考える必要がある。この鳥獣害防止柵の新規設置費用は、広域的には個人での対応は負担が掛かり、公共事業として国の補助制度を活用するには、農道や用・排水路、ほ場整備等の基盤整備を含めた総合的な事業となり、広域的な鳥獣害防止柵の設置のみの補助事業が無いのが現状であると聞いており、現在の農地の保全を最優先にした喫緊の対策として、鳥獣害防止柵の新規設置に係る補助事業の創設を国に働きかけを要望する。

続きまして、中山間地域等の農地は、傾斜地のため農業用機械の使用が困難で狭小・不整形な農地が多く、将来的にも集積や集約をしにくいいため、遊休農地化する可能性が高い状況にある。こうした課題を克服するための対策としては、中山間地域農業農村総合整備事業等の国の補助事業の活用により、ほ場整備や農道の拡幅等の基盤整備をすることが考えられるが、これらの地域では、現行の事業採択の要件となる受益面積が少なく、補助申請ができないのが現状のため、小規模の面積などの地域の実

情に応じた柔軟な整備が可能となるよう、現行の補助要件の緩和等を県及び国に要望する。

続きまして、世界的な気候変動による食糧生産の不安定化や人口増加に伴う食糧需要拡大の下、ロシアのウクライナ侵攻等の長期化や欧州経済の低迷、エネルギー、肥料、燃油等の農業資材の国際価格高騰など、農業従事者にとっては、必要な時に入手出来なくなる、若しくは品薄になることが懸念され、地域農業が衰退することのないように、「食料・農業・農村基本法」の成立後の国において、必要な肥料、資材等の確保と更なる物価高騰対策としての支援の拡充を要望願いたい。

最後に、県産新種ぶどう「サンシャインレッド」や「甲斐ベリー3」を始め、県産農産物の効果的な PR 活動を国内外の消費者に展開し、ブランド価値向上及び消費拡大に繋がる情報発信を加速されたい。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○（山村議長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第8号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

○（佐々木委員）

その他の②の「県産農産物の情報発信」ですが、「ブドウ」はその通りであります。が、「モモ」も入れていただくとありがたい。品種は「夢桃香」と「夢みずき」この2種を入れていただきたい。よろしく申し上げます。

○（山本事務局長）

では「夢桃香」と「夢みずき」を加え、要望させていただきます。

○（山村議長）

他に何かありますか。

《 意見なし 》

それでは、他にご意見もないようですので、採決をいたします。

議案第8号「令和7年度 山梨県農業行政施策に関する意見書」について、先ほどの修正を加えまして、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第8号につきましては、決定し、

山梨県農業会議を通じ、山梨県へ意見書を提出して参ります。

○（山村議長）

以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

○（山村議長）

それでは以上をもちまして、6月定例総会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

午後4時15分 閉会